

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東浦町長 日高 輝夫

市町村名 (市町村コード)	東浦町 (234427)	
地域名 (地域内農業集落名)	森岡地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月28日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・大規模な開発が計画されており、農地の減少が見込まれる。
- ・農業者の高齢化や担い手が不足しており、農業が行われていない農地の増加が見込まれる。
- ・稲作は、新規就農者が担い手となり耕作しているが、知識や技術を支援できる人が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地元の組合組織と連携して、担い手や新規就農者を支援していく。
- ・ぶどうの6次産業化を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	33.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・基本的に農用地区域内農地で農業や保全・管理を行っていく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員、農地利用最適化推進委員が、土地所有者と担い手とのパイプ役となり農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域計画(目標地図)に基づき農地中間管理機構を活用して農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地中間管理機構を利用して農地の集積・集約化が進んだ地域から、補助金等を用いた基盤整備事業を検討する。 (昭和54年から平成16年に水資源機構営事業により、基盤整備を実施した。)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農作業の効率化を図るため、集落営農や近隣地区と連携をし、共同作業に取り組む。 ・新規就農者や経営規模の拡大したい者がいた場合は、担い手や農業委員・農地利用最適化推進委員、関係機関(町、あいち知多農業協同組合等)が連携・協力して支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・関連機関が連携し、栽培技術や農業用機械のレンタル等の支援を行う。 ・新規就農者については、国及び県からの補助等の支援を行う。 ・担い手と食品加工食品の業者等が連携し、相互に作業の支援を行う関係づくりに取り組む。

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】 ・カラス等の被害対策として防鳥網設置等への支援拡大を進める。(①、⑤) ・規格外農作物やB級品の販売の促進や有効活用を図る。(⑤、⑨) ・ぶどうの6次産業化を推進し、ぶどうのブランド化を推進する。(⑤、⑨)
